

令和8年度 飯島町観光協会推奨品認定事業 実施要領

- 1 目的 本要領は、観光振興につながる地域の優れた製造商品を推奨品として認定する事業の方法を定めるものとする。また、地域の隠れた名産品や新商品を発掘して、その商品の魅力を広く発信することで、観光客の消費意欲を喚起し地場産業の活性化に寄与することを目的とする
- 2 対象 推奨品は次の基準を満たす商品とする。
 - ① 飯島町の産物を主な材料としたもの
 - ② 町内で製造、加工または最終仕上げ(パッケージなど)がされていること
 - ③ 伝統産業、地場産業とされているもの
 - ④ 法令に基づく適正な表示および安全性が確保されていること
 - ⑤ 通年、または特定の季節において継続的に生産および販売が可能であること
- 3 審査

■一次審査

■二次審査

11月にテストマーケティングを兼ねた観光協会マルシェを開催し、来場者や購入者に審査いただく。(市場性の評価、販売実績)

観光協会理事と有識者による審査会を開催する。
(審査方法は別紙「審査基準」による)
- 4 認定 二次審査において認定された商品には、認定書と認定シールを交付する。
なお、認定の期間は令和9年4月から令和11年3月までの2年間とする。
- 5 募集 9月1日(火)～10月30日(金)に、所定の用紙(別紙)で応募いただく。
1申請者が申請できる商品の数は定めない。
募集は広報9月号、ホームページ、チラシ、SNS、会員への通知により行う。
- 6 特典

○当協会のホームページやSNS、パンフレットによるPR

○道の駅に推奨品ブースを設置し販売を支援

○パッケージ等のブランディングや販路開拓のための研修会を開催

○町内外で開催されるイベントでの販売支援(観光協会ブースでの販売)

7 日程

No.	時期	内容	備考
1	9月中	【募集開始】 チラシ、SNS、WEB等 所定の申請用紙にて申請	募集チラシ配布 当協会員、各事業所へ SNS、WEB等で周知
2	11月22日 米俵マラソン	【一次審査】 マルシェ会場にてアンケート調査	審査は各項目の得点合計 マルシェ開催の広報を行う
	12月中	【二次審査・認定】 審査会の開催	
3	1月中	【認定式】 認定書とシールの交付、研修会	アンケート調査をフィードバック 統一ブランドに向けた研修会
4	2～3月	【広報準備・リリース】 ホームページ・SNS掲載、推奨品 パンフレット作成、ふるさと納税 の検討、特設販売の準備	道の駅へブース設置 SNS、WEB、各マスメディア、広報 3月号へ特集記事